

市第 190 号議案 横浜市港湾施設使用条例の一部改正

1 改正の目的

横浜市道路占用料条例の改正に伴い、道路占用料に一部準拠している港湾施設の目的外使用料の改定等を実施します。

2 改正の概要

(1) 港湾施設の目的外使用料の改定（第 12 条第 20 号）

次の対象物について、改定された道路占用料と同じ料金とします。

<新旧対照表①>

許可の対象物		単位	現行	改正案
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱、広告塔その他これらに類する工作物等	電柱	本/年	2,500 円～5,200 円	2,500 円～5,100 円
	電話柱		2,200 円～4,900 円	2,200 円～4,800 円
	変圧塔等、公衆電話所	個/年	4,500 円	4,400 円
	郵便差出箱、信書便差出箱		1,900 円	1,800 円
	広告塔	㎡/年	10,600 円	11,000 円
	その他のもの		4,500 円	4,400 円
地下埋設物	埋設管	m/年	94 円～2,700 円	92 円～2,600 円
上空工作物	標識	本/年	3,600 円	3,500 円
	アーチ	基/月	5,300 円	5,500 円
太陽光発電設備、風力発電設備		㎡/年	—	4,400 円

(2) その他の改正

ア 港湾施設の貸付料の改正（第 17 条の 2 第 4 号）

横浜港埠頭(株)に貸し付けている本市所有の重量物用橋型起重機（ガントリークレーン）は、利用者ニーズに応じたサービスの一層の向上を可能とするため同社に売却します。

この売却により、レール面上揚程が 30 メートル以下のガントリークレーンについては、本市所有の施設が無くなるため、貸付料に係る規定を改めます。

<新旧対照表②>

現行	改正案
第 17 条の 2（貸付料） (4) 重量物用橋型起重機 ア レール面上揚程が 30 メートルを超えるもの 1 台 1 月につき 2,700,000 円 イ レール面上揚程が 30 メートル以下のもの 1 台 1 月につき 650,000 円	第 17 条の 2（貸付料） (4) 重量物用橋型起重機 <u>1 台 1 月につき 2,700,000 円</u>

イ 指定管理者が管理する施設の改正（別表第1）

指定管理施設である大黒ふ頭T-9休憩所を事務所に転用し、横浜港埠頭(株)へ貸付を行うため、指定管理の対象を定める別表第1から当該施設を削除します。

<新旧対照表③>

現行	改正案
別表第1 (物流等関連施設) ～略～ 小型油槽船係留さん橋休憩所 大黒ふ頭T-9休憩所 大黒ふ頭2号物揚場休憩所 ～略～	別表第1 (物流等関連施設) ～略～ 小型油槽船係留さん橋休憩所 _____ 大黒ふ頭2号物揚場休憩所 ～略～

3 施行予定日

- (1) 港湾施設の目的外使用料の改定及び指定管理者が管理する施設の改正
平成27年4月1日
- (2) 港湾施設の貸付料の改正
公布の日